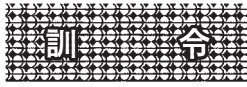


めに必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課



長野県訓令第15号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部守一

1中「東京観光情報センター次長」を「信州首都圏総合活動拠点次長」に改める。

人事課

長野県訓令第16号

本庁内部部局
現地機関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の22の項中

大阪事務所次長	大阪観光情報センター次長
東京観光情報センター所長	東京事務所次長

を

大阪事務所次長	大阪観光情報センター次長
---------	--------------

に改める。

本則の2の表の東京観光情報センターの項を削る。

人事課

長野県訓令第17号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部守一

別表第3の2中

東京観光情報センター 名古屋観光情報センター 大阪観光情報センター	東観 名観 大観	を
名古屋観光情報センター 大阪観光情報センター 信州首都圏総合活動拠点	名観 大観 信首	に改める。

情報公開・法務課